

令和 8 年 10 月任用

練馬区会計年度任用職員（心理相談員）募集案内

1 採用予定人数、職務内容および勤務場所

採用予定数	職務内容	勤務場所
1 名	① 乳幼児の成長発達に関し、面接・電話・訪問等による相談対応、助言・支援 ② 関係機関との連携および調整 ③ 上記 1～2 に係る事務 ※ 訪問支援等に際しては、自転車に乗り被支援者の居宅等を訪問します。	豊玉保健相談所 (練馬区豊玉北 5－15－19)

2 応募資格

つぎの (1) ～ (2) の両方に該当する方

- (1) 公認心理師、臨床心理士または臨床発達心理士のいずれかの資格を有する方
- (2) 地方公共団体、医療機関、企業、団体における未就学児の心理相談業務の経験がある方

3 任用期間

令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日（8 か月間）

※勤務実績による選考により再度任用される場合があります。

4 勤務条件

- (1) 報 酬 額 月 額 2 5 4, 6 3 2 円 （地域手当相当額を含む）
 ※報酬の支給日は、当月 15 日です。
 ※採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。
 ※通勤に伴う交通費相当額を支給します。
 ※この他に期末手当の支給があります。
- (2) 勤務日数 月 1 6 日
- (3) 勤務時間 8 : 3 0 ～ 1 7 : 1 5
- (4) 休憩時間 1 2 : 0 0 ～ 1 3 : 0 0
- (5) 勤務を要しない日 土曜、日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日
- (6) 時間外労働 無し
- (7) 加入保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険
- (8) 年次有給休暇 所定の年次有給休暇を付与します。
- (9) その他 他の保健相談所の心理相談員に欠員等が出た場合、また支援対象によって勤務場所に関らず、上記 1 に記載した職務をお願いする場合があります。

5 提出書類

- (1) 受験申込書(写真添付)
- (2) 資格を有することを証明するもの（登録証・認定証）の写し
※郵送または直接、下記申込先にご提出ください。

※地方公務員法の適用により、下記に該当する方は受験することができません。

○地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

6 申込期限

令和 8 年 8 月 3 日（月）17 時まで【必着】

7 選考方法

- (1) ご提出いただいた書類に基づき、書類選考を行います。
- (2) 書類選考結果は、郵送もしくは電話にて連絡します。
- (3) 書類選考に合格した方を対象に、面接選考を行います。
- (4) 面接選考は 8 月 21 日（金）午後を予定しています。

8 その他

- (1) 提出された書類に記載されている個人情報、採用選考関係のみに使用します。
- (2) また、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 他の保健相談所の心理相談員に欠員等が出た場合、また支援対象によって勤務場所に関わらず、1 ①～③に記載した職務をお願いする場合があります。

9 申込および問合せ先

〒178-0061 練馬区豊玉北 5-15-19

豊玉保健相談所 管理係

電話 03-3992-1188（平日 8:30～17:15）